



丁抹國コーペンハーゲン駐在帝國名譽總領事
アンデルス、ニールス、ペテルセン 敍勲ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和四年三月十五日

内閣總理大臣男爵田中義一



内

閣

賞勳局第四四號

昭和四年三月十五日裁可

昭和四年三月十五日 内閣書記官長 五

内閣書記官

内閣總理大臣 五

賞勳局總裁



丁抹國コーペンハーゲン駐在帝國名譽
總領事アンデルス・ニールス・ベテルセン叙
勲ノ儀調査スルニ右者大正十年八月
現職ニ就任以來引續キ今日ニ至ル迄
在職七年七箇月ニ及ヒ其間能ク職
務ニ精勵シ常ニ有益ナル諸報告ヲ提
出シ日丁間通商貿易ノ伸暢ニ力ヲ

賞勳局

効セルノミナラス同地方ニ往來スル本邦
官民ニ對シテハ毎ニ懇切諸般ノ便宜
ヲ供與シ幹旋至ラサルナキ等功績多
大ナルモノアリ然ルニ今般病ニ罹リ危
篤ニ瀕シ候趣ニ付此際特ニ外務大
臣上奏頭書ノ通叙勲被仰出可
然哉此段允裁ヲ仰ク

丁抹國「コーベンハーゲン」駐在帝國名譽總領事

勳四等旭日小綬章 丁抹國人 アンデルス、ニールス、ペテルセン
右者「コーベンハーゲン」銀行頭取「ダニシュ、フレンチ」汽船會
社支配人、丁抹船主協會副會頭等ノ樞要ナル地位ニ在ル名望家ニシ
テ大正十年八月「コーベンハーゲン」駐在帝國名譽總領事就任以來
引續キ今日ニ至ル迄在職七年七箇月ニ及ヒ其間能ク職務ニ精勵シ常
ニ有益ナル諸報告ヲ提出シ日丁間通商貿易ノ伸暢ニ力ヲ効セルノミ
ナラス同地方ニ往來スル本邦官民ニ對シテハ毎ニ懇切諸般ノ便宜ヲ
供與シ斡旋至ラサルナキ等功績多大ナルモノアリ然ルニ今般病ニ罹
リ危篤ニ瀕シ候趣ヲ以テ敍勳ノ儀特命全權公使武者小路公共ヨリ申

立有之候ニ就テハ此際右功勞ヲ御表彰被遊特ニ頭書ノ通敍勳被仰出
候様仕度此段謹テ奏ス

昭和四年三月九日

外務大臣男爵 田 中 義



外
務
省

裏
面
白
紙

裏面白紙

内閣第七号

上奏案添付



人普通第一一〇號

昭和四年三月九日

外務大臣男爵 田 中 義

内閣總理大臣男爵 田 中 義 一 殿

「コーペンハーゲン」駐在帝國名譽
總領事「ペテルセン」敘勳ノ件

丁抹國「コーペンハーゲン」駐在帝國名譽總領事「アンデルス、ニ
ールス、ペテルセン」敘勳ノ儀別紙ノ通上奏致候間至急可然御取計
相成度此段申進候也
Niels Peterson Anders

外務省

急

外 郵

昭和四年 三月 十三日

外務大臣官房人事課長 藤井啓之助



内閣官房秘書課長 長谷川 耕夫 殿

コーペンハーゲン駐在帝國名譽総領事「ペテルセン」

敘勲ニ關スル件

本月九日附人普通第一〇〇號ヲ以テ敘勲ノ儀當
省大臣ヨリ上奏相成タル「コーペンハーゲン」駐在帝國名
譽總領事「ペテルセン」目下ノ容態ニ關シ今般在
賜典武者小路公使ヨリ別紙寫ノ通電報有之
候處右名譽總領事ノ病名ハ「癩種」ニシテ到底
回復ノ見込無之成ルヘク生在中ニ敘勲ノ恩與
ニ浴セシメラレ度者特ニ同公使ヨリ申越ノ次第
モ有之候ニ於此際至急敘勲方可然御取計相
度右申進候也

外 務 省

(美濃全賀紙)

電信寫

田中外務大臣

第二六號

貴電第一六號ニ關シ（「コペンハーゲン」名譽領事敍勳ノ件）
小康ヲ得居ル處病氣ノ性質上何時急變アルヤヲ保シ難シ

ストックホルム
本省

三月十三日前着

武者小路公使